

# 東栄町まちづくり基本条例解説

## 目 次

前文	3
第1章 総則	
第1条 目的	4
第2条 定義	5
第3条 条例の位置づけ	6
第2章 まちづくりの基本原則	
第4条 まちづくりの基本原則	7
第3章 町民等	
第5条 町民の権利	9
第6条 町民の責務	10
第7条 協力者	11
第4章 議会	
第8条 議会の役割	12
第9条 議会の責務	13
第10条 議員の責務	14
第5章 行政	
第11条 町長等の責務	15
第12条 職員の責務	16
第6章 協働	
第13条 協働によるまちづくり	17
コラム まちづくりの役割分担	18
第14条 まちづくりに関する話合いの場	20
第15条 参加	22
第7章 条例の見直し	

第16条 条例の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

## 【前文】

私たちは今、豊かな自然と伝統文化に囲まれた東栄町で、心豊かな毎日を送っています。これは、先人たちが、まだ見ぬ未来の私たちを想い、この地域を大切に守り、育ててきたお陰です。私たちには、この大切なふるさと東栄町を、努力により改善発展をさせ希望の持てる町にして、未来を担う子どもたちにつなげていく責任があります。

私たちは、これまで先人が行ってきたように、話し合いを重ね、互いの多様性を認め合い、活動に参加する仲間を増やすことによって大きな力を集め、まちづくりを進めます。今を生きる私たちが、東栄町に暮らし関わる全ての人が幸せを実感できる町を目指し、楽しく自由と希望にあふれた活気あるまちづくりに取り組むことが、未来を生きる子どもたちの明るい展望につながります。

私たち一人ひとりの小さな思いや行動が、世代を超えた未来への橋渡しとなるよう、町民、議会及び行政が手を取り合ってまちづくりを推進するための仕組みとして、ここに東栄町まちづくり基本条例を制定します。

### <解説>

本文は、東栄町まちづくり基本条例の各条文の前に置かれ、制定の趣旨や目的、基本原則を述べた「前文」と呼ばれるものです。直接的な法的な効果がある訳ではありませんが、本条例の考え方の基準を示すものです。

条例制定を必要とした背景には、少子高齢化により人口が減少する中、今後も東栄町で安心・安全に暮らし続けるため何をすべきかという危機感やきめ細やかな住民のニーズに対応した幸せな暮らしを続けられる地域運営が求められるようになったことがあります。

このため、東栄町では、平成28年3月に東栄町第6次総合計画を策定し、東栄町が住みやすく暮らしやすい町であり続けるために、地域や住民などの多様な主体が中心となってまちづくりを進め、それを行政が支援する協働のまちづくりを進めていくことを目標の一つとして掲げ、まちづくりの基本的なルールとして「東栄町まちづくり基本条例」を制定することとしました。

条例の策定にあたっては、平成27年10月から約2年間、公募による住民委員21名と職員14名により31回に渡る会議を行う中で、東栄町の将来ありたい姿や過去と現在からありたい将来につながるためには町民・議会・行政がどうあるべきかについて議論を重ね、条例案を作りました。

前文は、条例策定時に培われた想いを凝縮したものであり、大切なふるさとである東栄町を次世代が夢を持つことのできるまちとしてつなげるために、東栄町に関わる全ての人がお互いを認め合い、一人一人がまちづくりの主人公として行動することの大切さを訴える内容となっています。

## 【第1条】

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、町のまちづくりに関する基本的な理念及び事項を定めることで、住民をはじめとする東栄町に関係する人々が幸せに暮らすことのできるまちづくりを行い、その過程において立場の違う人の価値観を認め、皆で町をよくしようという意識を共有することを目的とします。

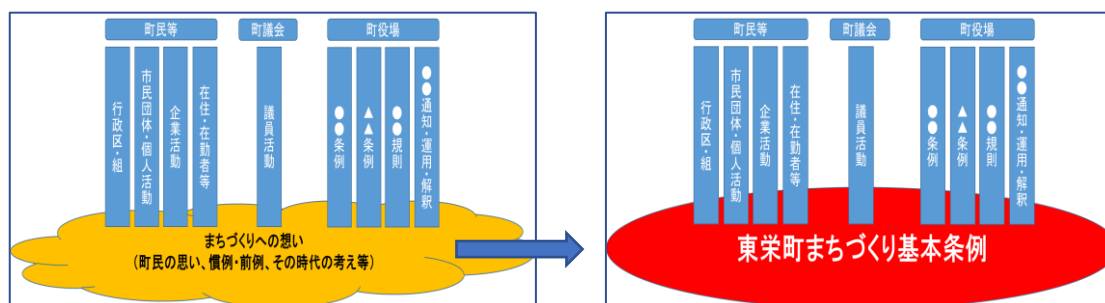
#### <解説>

第1条では、本条例の内容とその目的を示すことで、東栄町のまちづくりの指針である本条例の性格を明らかにするとともに、本条例を解釈する際の基準となる考え方を定めています。

本条例は、具体的な地域課題に対処するために直接的に規制する、といった性格はなく、東栄町におけるまちづくりのありたい姿を定めた指針といえます。

本条例は、東栄町に関わる人々がお互いの考えを認め合い、協力してまちを良くしようという思いを共有することで、幸せに暮らすことのできるまちづくりを行うため、東栄町のまちづくりに関する基本的な考え方やルールなどを条例として保障することで、持続的なまちづくりを担保することを目指しています。

#### [東栄町まちづくり基本条例の性格]



まちづくりの活動は、活動者の思いやその時代の慣習、前例等に基づいて行われます。

こうした「まちづくりへの想い」を明文化して共有できるものにしたものが「東栄町まちづくり基本条例」です。また、こうした町民の思いや意見に基づき東栄町のまちづくりが行われることを条例という形式をとることで、未来に渡って保障したいと考えています。

## 【第2条】

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人若しくは学ぶ人又は町内において公益活動を行う個人又は団体をいいます。
- (2) 行政 町の執行機関である町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 住みやすく暮らしやすい町にするため、町民、議会及び行政が考え、決め、行動し、及び評価すること、並びにその担い手としてお互いに育ち、育てることをいいます。
- (4) 協働 町民同士又は町民、議会及び行政が互いの立場を尊重し、連携し、及び協力しながら力を発揮してまちづくりを行うことをいいます。

### <解説>

第2条では、各条文の意味を明確にするため、条例の中で使用される言葉を決めています。本条の用語の定義は、本条例の用語の定義であり、その他の条例の用語を定めたものではありません。

第1号では、「町民」を定義しています。「町民」とは、町内に住所を有する人だけでなく、働く人や学ぶ人、公益活動を行う個人や団体を含めたものとしています。これは、東栄町のまちづくりに、より大きな力を発揮することができることを期待しているためです。

第2号では、「行政」を定義しています。「行政」とは、町長や東栄町役場の各所属とそこで働く職員のことを表します。

第3号では、「まちづくり」を定義しています。「まちづくり」とは、住みやすく、暮らしやすい東栄町とするため、町民、議会、行政といった主体が、東栄町の担い手として自ら考えたことを実行に移し、改善を行うとともに、次の担い手を育てることも含むとしています。

第4号では、「協働」を定義しています。「協働」とは、まちづくりの担い手がお互いを認め合い、協力することで、まちづくりにおいてより大きな力を発揮できるようにすることとしています。

## 【第3条】

(条例の位置付け)

第3条 議会及び行政は、町の条例、規則その他の規定により制度を設ける場合又は実施しようとする場合においては、この条例の趣旨を尊重します。

### 〈解説〉

第3条では、この条例の位置づけを説明しています。

本条例は、東栄町のまちづくりにおける基準となる考え方を定めたものです。

そのため、他の条例、規則その他の規定を定める場合や実施する場合には、必ずこの条例の趣旨を尊重することとしています。

これは、本条例が、いわば東栄町における憲法のような最高法規としての性格を持ち、他の例規を拘束することで東栄町のまちづくりに一貫性を持たせ、持続的なまちづくりを実現しようとするものです。

## 【第4条】

### 第2章 まちづくりの基本原則

#### (まちづくりの基本原則)

第4条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 町民、議会及び行政は、それぞれの役割、権利、義務等を確認し、互いの立場を尊重します。
- (2) 町民、議会及び行政は、互いに情報を共有します。
- (3) 町民、議会及び行政は、積極的にまちづくりに参加し、合意形成を行い、協働します。

#### 〈解説〉

第4条では、東栄町におけるまちづくりの原則として、町民、議会及び行政が行うべきことを説明しています。

第1号では、それぞれの役割、権利や義務などを確認することで、まちづくりにおける自らの立ち位置や役割を自覚し、お互いの立場を尊重することを定めています。これは、各自の立場でまちづくりを行うと、場合によっては利害が対立することもあります。その際に、自分の立場を主張するだけでは前向きな議論はできず、まちづくりが行き詰まってしまいます。そのような状況を避けるため、お互いに相手が置かれている事情や立場を理解し、尊重することで、前向きな議論を可能とするための土壌づくりが必要となるためです。

第2号では、私たちはお互いに持っている情報を共有することを定めています。これは、情報の共有は、まちづくりを協働して行うための土台づくりになるためです。情報は人々の行動を決めます。そのため、お互いに持っている情報に違いがあると、一方が他方を自分が望ましい方向となるように操作することが可能になることや本来協働ができるにもかかわらず誤解が発生して対立状況に陥ることなどが発生します。そうしたことを防ぐことを目的としています。なお、情報の共有は個人情報保護等の関係法令を守って行うべきものです。

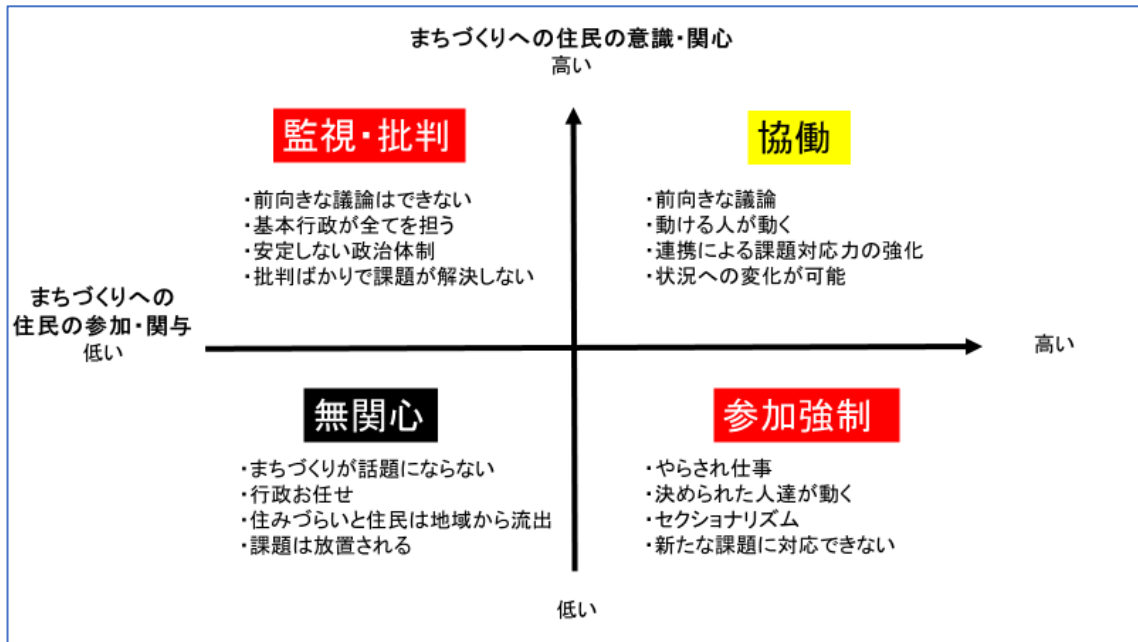
第3号では、まちづくりの主体であることをそれぞれが理解し、受け身ではなく、主体的にまちづくりに参加すること、また、より大きな力でまちづくりを推進するためにお互いに協力することを定めています。あわせて、参加し協働する過程においては、誰かが一方的に物事を決定するのではなく、導き出した結論をお互いに確認し合意を得ることとしています。

なお、この場合の参加とは、具体的な活動だけでなく、高齢者が健康に気を付けることで医療や介護にかかる費用が少なくなり、その分、子育てに回す費用が増えることなど、小さな心がけも含まれます。

また、本条例では、次の図にあるように、地域が様々な状況にある中で、協働の状態を目指すべき姿と考えています。現在、既に協働ができている状態であれば、その状態を維持し、そうでない場合は、協働の状態を目指すと考えています。



(図：地域が置かれた状況)



## 【第5条】

### 第3章 町民等

#### (町民の権利)

第5条 町民は、まちづくりの主体であり、積極的にまちづくりに参加することができます。

2 町民は、まちづくりに参加するために、議会及び行政の情報を知る権利を有し、議会及び行政に対しその保有する情報の公開を求めることができます。

#### 〈解説〉

第5条では、まちづくりにおける町民の権利を定めています。

第1項では、町民はまちづくりの主体者であり、まちづくりに参加する権利があることを定めた条文です。まちづくりへの参加は権利であり、参加を強制する仕組みは、持続できないまちづくりにつながります。また、楽しく幸せなまちづくりへの参加を強制されても楽しい暮らしは築けません。そのため、本条文は「する」という義務付けではなく「できる」という表現となっています。一方で、事情により参加したくてもできない町民や参加したくない事情がある町民もいますが、権利を放棄しても結果への責任は及ぶこととなるため、参加していない町民へ配慮したまちづくりのあり方を考える必要があります。

第2項では、まちづくりに参加する町民が、参加や活動を行う際の判断基準に活用するため、議会及び行政の持つまちづくりに必要な情報を得る権利について町民に保障し、必要に応じて情報公開を求めることができる点を確認することで、議会及び行政の情報の持つ意義の意識付けと町民の権利意識向上を目指しています。

## 【第6条】

### (町民の責務)

第6条 町民は、まちづくりを自らが行うものであると自覚し、互いに住みやすく暮らしやすい町の実現に努めます。

2 町民は、まちづくりに関する情報を知るように努めるとともに、他の町民、議会及び行政の意見に耳を傾け、互いの考えを尊重し、町の将来をともに考えます。

3 町民は、他の町民、議会及び行政と協働して積極的にまちづくりに参加するよう努めます。

### 〈解説〉

第6条では、町民のまちづくりに対する責務について定めています。

第1項では、町民は、東栄町の将来を考えるとともに、まちづくり活動の担い手であることを理解し、助け合ってまちづくりを行うよう努力することを定めています。

第2項では、町民は受け身ではなく自ら情報を知るよう努力すること、意見の多様性を認め、お互いを尊重して町の将来を考えることを定めています。

第3項では、町民は、他の町民、議会、行政と協働するとともに、積極的にまちづくりに参加するよう努力することを定めています。

## 【第7条】

(協力者)

第7条 町民、議会及び行政は、前文に賛同する個人又は団体であってまちづくりに協力するものに、まちづくりの多様な参加の機会を与えることができます。

〈解説〉

第7条では、協力者について定めています。

協力者とは、東栄町を応援したい人など前文に賛同する個人又は団体を指します。まちづくりを行う主体である町民、議会及び行政は、そのような協力者にもまちづくりに参加の機会を与えることができることを定めています。本条文では、この条例の趣旨に賛同し東栄町のまちづくりに協力したい人を受け入れる姿勢を示しており、東栄町におけるまちづくりに多くの人に関わり、さらに活性化することを期待するものです。

## 【第8条】

### 第4章 議会

第8条 議会は、住民の直接選挙により選ばれた議員によって構成される意思決定機関です。

2 議会は、議決機関として、町民の視点から町政運営を監視し、必要に応じ政策の提言及び立案を行います。

#### <解説>

第8条では、議会の役割について定めています。

第1項では、議会は住民の選挙で選ばれた議員により成り立っている、東栄町の意思を決めるための機関であることを定めています。

第2項では、議案の可否を決定する機関として、町民の目線で行政運営をチェックすることや、政策や立案を行うことを定めています。

## 【第9条】

### (議会の責務)

第9条 議会は、広く町民の声に耳を傾け、その思いを的確に反映させるため、政策の提言及び立案のための能力向上に努めます。

2 議会は、将来に渡るまちづくりの展望を持ち、町民及び地域の意見が反映されるよう努めます。

3 議会は、会議及び委員会を公開し、公正性、透明性及び倫理性を確保しつつ、開かれた議会運営に努めます。

### <解説>

第9条では、議会の責務について定めています。

第1項では、議会は、町民の意見をよく聴き、町民の思いに対して的確に対応できるように政策提言や政策立案の能力を高めるよう努力することを定めています。

第2項では、議会はまちづくりを行うにあたって将来展望を持ち、町民や地域の意見を反映するよう努力することを定めています。

第3項では、議会における会議や委員会は、公正性や透明性、倫理性を確保するため、公開により運営されることを定めています。

## 【第10条】

### (議員の責務)

第10条 議員は、町民の代表者としての責務を認識し、広く町民の利益に資するため、公正かつ誠実な職務を遂行するとともに、自己研さんに努めます。

2 議員は、積極的な参加と協働によりまちづくりを率先して進めます。

### 〈解説〉

第10条では、議員の責務について定めています。

第1項では、議員は、地方自治における二元代表制の一方当事者であることへの責任を持ち、町民の利益のために公正・誠実に職務を行い、自ら能力を高めるよう努力することを定めています。

第2項では、議員は、まちづくりに積極的に参加し、町民や行政と協働することで、率先してまちづくりを行うことを定めています。

## 【第11条】

### 第5章 行政

#### (町長等の責務)

第11条 町長は、町政の代表者として、町の方向性に対する自らの理念を持ち、町民と意見交換を行い町の方針を作成し、町政を運営することで、この条例の目的を実現するためにまちづくりを推進します。

2 町長は、前項のまちづくりを推進するために、町の組織及び仕組みづくり並びに人材育成を行います。

3 行政は、町民及び議会と積極的に情報を提供及び共有し、協働してまちづくりを行います。

#### <解説>

第11条では、町長の責務と行政の責務について定めています。

第1項では、町長は、地方自治における二元代表制の一方当事者として、また、行政のトップとして、東栄町に対する自らのビジョン持つとともに、町民と意見交換を行う中で町の方針をつくり、本条例の理念に沿ったまちづくりを行うことを定めています。

第2項では、町長は本条例の理念に基づくまちづくりを行うために必要となる組織や仕組みをつくとともに、人材育成を行うことを定めています。なお、組織や仕組みをつくることには、既存の組織や仕組みの改善や改善の働きかけ、あるいは役割を終えた組織や仕組みを終わらせることも含んでいます。また、まちづくりは、人が担うものであるため、担い手となる人材を育成し、まちづくりを継続させていくことを目的に人材育成を行うことを定めています。

第3項では、まちづくりの事務局である行政は、町民、議会に対し、情報をわかりやすく伝える工夫をするなどの積極的な情報発信を行うことで情報を共有し、まちづくりの力を大きくするために、他の担い手と共にまちづくりを行うことを定めています。

これは、第5条にある、町民が積極的に情報を得ることと対をなす規定となります。

また、まちづくりを行うために必要となる情報を多く持ち、様々な担い手と接触する機会の多い行政は、多様な担い手に対し、調整、先導、後押し等、協働を行う際、縁の下の力持ちとして活躍することを求めています。



## 【第12条】

### (職員の責務)

第12条 職員は、まちづくりのため、町民と意見交換を行うとともに、得た情報は行政内部で共有することを怠らず、公正かつ誠実に職務を行います。

2 職員は、まちづくりを行うに当たって職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上を行います。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、職員として培った知識や経験を活用し、積極的に町民としての責務を果たします。

### 【解説】

第12条はまちづくりの事務局である行政のうち、組織を動かす職員の責務について定めています。これは、いくら本条例の趣旨に沿った組織や仕組みが用意されていても、組織や仕組みを動かす職員の意識や行動が伴っていないければ、機能しないことになります。

第1項では、地域課題や解決方法の発見は地域の中に多々あるため、町民の声を聴くことがまちづくりを行う上で欠かすことはできないことから、町民との意見交換を行うこととしています。あわせて、新たな地域課題は職員の担当業務の狭間から産まれることが多いことや縦割り行政の弊害により町民に余分な負担を掛けないようにすることから、個人的な情報交換を含め、日頃から職員間の情報共有を行い、風通しの良い職場環境にすることが求められます。また、憲法や地方公務員法に規定される地方公務員としての性格から、町民全体の利益を追求し町民の信託に応える必要がありますが、その心構えとして、公正かつ誠実に職務を行うことを定めたものです。

第2項では、まちづくりを効果的・能率的に進めるため、担当業務についてプロとしての誇りを持てるよう専門知識の習得に励むだけでなく、協働のまちづくりに必要となる意見集約技術の習得といった自己研鑽に励むことを定めています。

第3項では、職員として得た知識や経験を、一町民として積極的に活用することで、まちづくりに率先して取り組み、他の町民の模範となることを定めています。

## 【第13条】

### 第6章 協働

(協働によるまちづくり)

第13条 協働によるまちづくり活動において、主導的な役割を果たす町民、議会及び行政(以下「リーダー」という。)は、その活動に参加する他の町民、議会及び行政と対等な立場で活動します。

- 2 協働によるまちづくり活動に協力する町民、議会及び行政は、活動が円滑となるよう、リーダーを支援します。
- 3 町民、議会及び行政は、協働によるまちづくり活動を推進するため、前2項の役割を果たすものを拡充するよう他のものに働きかけます。

#### <解説>

第13条では、協働によるまちづくりを推進するために必要な事項を定めています。

なぜ、特に協働について条例が章を設けているかというと、「町民が地域の公共的なニーズに対し町民の考えに基づいて町民の責任で行う」という「住民自治」の観点に基づく「補完性の原理」の考え方が背景にあります。

第1項では、協働によるまちづくり活動におけるリーダー像について定めたものです。リーダーの地位や権限で組織構成員を動かす方法は、協働に馴染みません。これは、連携する組織間に上下関係はなく並列の関係であるため、お互いの納得により物事を進める必要があるからです。このため、誰か一人がすべてを決めて仕切るリーダーではなく、活動の中として様々な担い手をまとめる上げるリーダーが望ましいと考えるからです。

また、このリーダー像は、町民、議会及び行政と様々な活動に対して向けられており、場合によっては組織の地位に限らず、組織に対し影響力を持つ人も含みます。

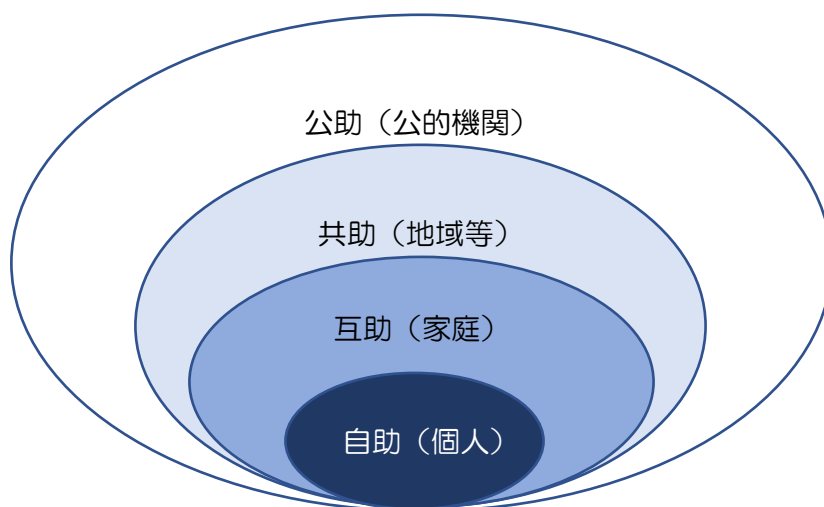
第2項では、第1項のリーダーを活動の協力者は支援することを定めています。これは、組織がリーダーとその協力者の関係性により成立していることと、協働の理念からは、協力者もまちづくりの主体として、各自の立場で活動することが望ましいためです。

第3項では、町民、議会及び行政は、多くの人がまちづくりに参加することでより大きな力を発揮できることから、まちづくりの仲間を拓げるよう、他の人に働きかけることを定めています。

まちづくり活動は、地域に暮らす人々が自らの暮らしをより良くしようという行動から産まれます。一方で、大規模な活動や高度な知識を必要とする活動は、専門的な組織に任せた方が効率がよくなります。しかし、専門組織に任せることで、人々はまちづくりを身近なものと感じにくい状況も生まれてしまいます。

本条例を考えるにあたっては、こうした状況を踏まえ、「補完性の原理」※<sub>1</sub>によりまちづくりは行われることを基本としています。

[まちづくりの担い手の役割分担の考え方：補完性の原理]



補完性の原理は、少子高齢化や行政合理化による、地域の担い手やまちづくりに活用可能な資金の減少にも対応することが可能であり、持続可能なまちづくりを目指す本条例の趣旨とも合致しています。

まちづくりには、行政区や組といった既存の担い手に加え、近年ではボランティアやNPO法人といった新たな担い手も現れています。

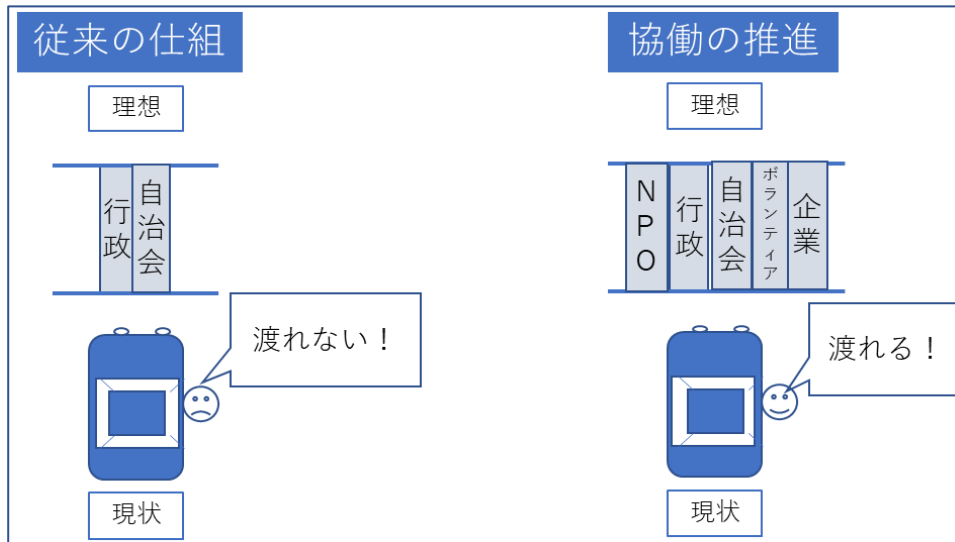
しかし、新たな担い手の存在を知る機会がなかったり、前例踏襲により従来の方法を改善せずに継続すると、新たな担い手が参加できる機会が閉ざされてしまいます。

---

※1 補完性の原理：国や自治体、民間、個人の役割分担を考える際に、問題はより身近なところで解決されるべきとする考え方。個人でできることは個人で解決する「自助」、個人でできないときは家庭がサポートする「互助」、家庭で解決できないときは地域等がサポートする「共助」、自助・互助・共助で解決できないときは行政が行う「公助」と役割を分担してまちづくりを行うこととしている。

これでは、新たな担い手の力をまちづくりに活かすことができず、まちづくりは既存の担い手に集中してしまいます。行政合理化により行政の人員や予算が削減され、少子高齢化により地域の担い手が減少する中、既存の担い手への負担は増大してしまうため、これからのまちづくりには、新たな担い手の育成、発掘及び協働が必須となります。

(協働による効果のイメージ)



現状から理想のまちへ渡ろうとする間に橋を架ける場合、従来（従来）の仕組みだけでは町民の乗った車（地域課題）の幅の方が広くて渡ることができない。多様な担い手と一緒に橋を架けることで幅が広がり、町民は理想のまちへ渡ることができる。

## 【第14条】

(まちづくりに関する話し合いの場)

第14条 町民、議会及び行政は、町民がまちづくりの主体であることを意識し、協働に参加する機会を提供するため、町民がまちづくりや協働について意見交換を行う場（以下「話し合いの場」という。）を設けるよう努めます。

2 話し合いの場を主催する町民、議会及び行政(以下「主催者」という。)は、目的を明らかにする等、効果的な話し合いとなる運営に努めます。

3 主催者は、参加者に対し、互いの考えや立場を尊重して話し合うことを説明する等、活発な意見交換がされる運営に努めます。

4 主催者は、参加者の意見を集約し、参加者の意見に基づき結論を得る運営に努めます。

5 話し合いの場に参加する町民、議会及び行政は、話し合いが円滑に進行されるよう、運営の協力を努めます。

### 〈解説〉

第14条では町民、議会及び行政は、町民同士がまちづくりについて話し合う場について定めています。

第1項では、町民、議会及び行政は、まちづくりを話し合う場を設けるよう努力することが定められています。

これは、本条例を作るための検討会議の活動を行う中で、お互いに異なる立場の委員同士や町役場の職員が共に話し合う中で、情報が共有され、お互いの置かれている立場や状況を知ること、前向きな議論が進み条例案という一つの結果を得ることができ、また、お互いの活動を知ること、今後の活動におけるつながりを作ることができたことから、まちづくりを進めるには、こうした話し合う場が必須となることの認識が委員意見として出されたことによります。

第2項では、話し合う場の運営方法について定めています。町民、議会及び行政共に忙しい中、時間を調整して集まる場である以上、効果的・効率的に運営される必要があります。そのためには、話し合いの目的や得るべき結論を明らかにする等、事前の準備に努めることが定められています。

第3項では、話し合う場で話し合う際のルールについて定めています。主催者は、参加者がお互いの状況に配慮し、互いの意見や提案に対して、より良くするための前向きな議論を可能とする雰囲気づくりに努めることとしています。

第4項では、話し合いの場に出た意見は、その場において意見を集約し、結論を出すよう努力することを定めています。これは、出された意見を主催者が持ち帰って、自分に都合の良い部分だけを切り取って意見を集約し結論づけることで、参加者が意図しない結果に協力した形になってしまうことを避けるためです。ワークショップ等の意見集約の技法等を活用して、話し合いの場で結論を出し、出た結論は参加者の意見である

ことの同意を確認して場を終えることで、場への参加者が結論を自分の意見と感じ、その後の主体的な参加につながることを期待しているためです。また、その場で結論を得て、参加者の同意を得ることは、主催者にとっても、その後のまとめや参加者の意向確認をする必要がなくなり、効率的な会議運営につながります。

第5項では、話合いの参加者の心構えについて定めています。参加者は、他の参加者の意見に対し、課題を指摘する、別の視点からの意見を提案する、代案を示す等、否定する意見だけではなく、話し合う場の目的を達成するための結論が得られるよう、前向きな議論を行うよう努力することとしています。この参加者の心構えについては、誰もが守るべきルールであることから、努力義務ではなく義務とすべきとの考え方もありますが、条例施行時点では、条例の趣旨からまずは参加し協働する人を増やすことを優先事項とするため、努力義務とすることとしました。

## 【第15条】

(参加)

第15条 議会及び行政は、まちづくりの企画立案、決定、実施、評価及び終了の過程において、町民の参加を保障し、多様な参加の機会を設けます。

2 議会及び行政は、まちづくりへの参加者が必要とする情報の提供や専門家の派遣等、積極的な意見交換への支援をします。

3 町民、議会及び行政は、協働によるまちづくり活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けないとともに、差別的な扱いを行いません。

<解説>

第15条では、議会及び行政が行う政策のすべての過程において、町民の参加を保障することと、その際の支援について定めています。

第1項では、政策遂行の各過程（企画立案、決定、実施、評価及び終了）において、議会及び行政は、町民が参加する機会が保障するとともに、個別の意見聴取、アンケート調査、座談会、パブリックコメント、ワークショップ等により、多様な手段による町民の参加機会を設けることを定めています。

第2項では、議会及び行政へ町民が参加するにあたり、参加者が情報の過不足や専門知識の理解ができないこと等から誤った判断を行うことがないように、議会及び行政は、参加者が必要とする情報の提供や専門家を用意して町民が助言を受けることができる体制を整えることを定めています。

第3項では、まちづくり活動の参加は自主性が必要であるため強制ではないこと、病気や介護、子育て等、参加したくても参加できない環境にいる人についても、配慮する必要から、参加、不参加によって町民は差別されるものではないことを定め、また自らも差別しないことを定めています。これは、まちづくり活動の輪を広げるには参加が常に開かれた状態である事が望ましく、将来の参加者となる人の可能性の芽を摘まないようにする必要があるためです。

## 【第16条】

### 第7章 条例の見直し

#### (条例の見直し)

第16条 町長は、5年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、必要な場合は改正を行います。

- 2 前項について町民は、町長に対し見直し及び改正を求めることができます。
- 3 町長は、1年を超えない期間ごとにこの条例を評価する場を設けます。

#### 〈解説〉

第16条では、本条例の見直しについて定めています。

東栄町を取り巻く環境は、常に変化します。その時代にあわせて、常にまちづくりのあり方を見直す必要が生じます。そのため、本条例は策定して終わりではありません。

第1項では、その時の東栄町の状況から、条例の目的を達成するために必要な内容となるように条文を整理する必要があることを定めています。

第2項では、町長が見直しが必要ないと判断した場合であっても、町民が必要と感じたときには、町長に対して見直しや改正を求めることができるようにすることで、条例が不断に見直しされつづけることを定めています。

第3項では、第1項や第2項が空文化しないように、条例を評価する場を設け、常に評価、改正のきっかけをつくることを定めることで、条例を育てていくこととしています。